

第22回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	⑤	出力制御に関する情報の細分化と進捗共有等の改善	<p>①これまで一般送配電事業者が公表している出力制御に関する情報（出力制御率や制御量など）は、予測および実績とともに年間の値のみである（*1）。これを月単位などに細分化して公表し、進捗を共有してほしい。</p> <p>（*1）2023年5月29日 第46回省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ資料1、p5</p> <p>②オンライン代理制御を実施した場合は直ちに（遅くとも当月中に）代理制御分の精算比率（速報値）を通知してほしい。</p> <p>③オンライン代理制御分に対する精算処理は売電時と同等に短縮頂きたい。現状ではオフライン（代理）制御事業者側の計量結果が確定した後で精算する手順となっている所を、代理制御実施時の条件で仮精算を行い、計量結果の確定後に改めて確定精算を行うなど、精算手順の見直しを行ってオンライン代理制御事業者への悪影響を最小化する工夫をお願いしたい。</p> <p>④上記③に関連して、オンライン代理制御量が逸失利益相当と一致しているか、入金タイミングにも不利益が生じていないかなど、現行のオンライン代理制御の実施方法や精算方法が代理制御事業者にとって悪影響を生じさせていないかを実態調査もふまえて検証頂きたい。</p> <p>⑤一般送配電事業者の出力抑制に関する情報公開方法やルール等を統一化し、発電事業者側で簡便に把握可能な形式（制御日時、制御時間等の詳細および抑制対象量）とする、全国で統一したHPとするなど、発電事業者側が効率的に確認作業を行えるように改善をお願いしたい。</p>	<p>2023年度は、オンライン代理制御が開始されたこともおそらく影響し、例えば九州エリアにおいて昨年度で高頻度かつハイベースの再エネ出力抑制が実施されている。30日ルールの対象発電所の中には、4月～6月だけの抑制実績では既に抑制日数が30日に達しようとするものもある。現状、再エネ事業者は、いまの出力抑制のペースが年間で想定された範囲内であるかどうかを判断できず、またオンライン代理制御分の比率も2～3か月遅れでしか知らされないため、年間の事業収益が全く見通せない甚だ不安な状況に置かれている。再エネ事業者が自らの事業リスクを適時把握して当年度の事業予見性を高められるように、一般送配電事業者に対していっそうの情報共有・情報公開の拡大を要望したい。</p> <p>上記理由に加えて、以下が具体的内容の理由である。</p> <p>①再エネ事業者は、各時点での出力制御の実施進捗が年間の見通し通りなのか想定以上または想定以下で推移しているのかを判断できるようになり、自らの事業予測と比較することで、予見性を持った事業運営ができるようになる。</p> <p>②オンライン代理制御分の精算は、九州電力送配電の場合で2か月後に精算比率を公表、3か月後に精算が行われる（*2）。例えば3月に実施された出力抑制は、5月末にオンライン代理制御の精算比率が公表され、6月検針分で精算される。再エネ事業者が自身の事業採算と事業リスクを適時把握できるようにするため、オンライン代理制御を実施した場合は直ちに（遅くとも当月中に）代理制御分の精算比率（速報値）を通知してほしい。なお、再エネ事業者は、その精算比率（速報値）が合理性のある範囲で誤差を含んでおり、確定値でないことを許容する。</p> <p>（*2）https://www.kyuden.co.jp/td_renewable-energy_purchase_control_online_proportion.html</p> <p>③オンライン代理制御が実施された場合、抑制分の精算処理に時間がかかり、抑制を受けなかった場合の入金タイミングより遅延している（3カ月程度要している）。代理制御はオンライン化していない事業者に代わって制御対策投資を実施した発電事業者が抑制されるものであり、代理制御対応事業者に悪影響とならない事を原則とすべきと考える。</p> <p>④多くの発電事業者が日射計を設置しており、抑制がなければ発電できていた量の計量は可能である。一定件数をサンプルとして検証頂くなど、現状の評価方法に公平性が担保されているか検証頂きたい。代理制御はオンライン化していない事業者に代わって制御対策投資を実施した発電事業者が抑制されるものであり、代理制御対応事業者に悪影響とならない事を原則とすべきと考える。</p> <p>⑤現状は一般送配電事業者毎に出力抑制に関する情報公開方法が異なっているため、発電事業者側で検証しにくい実態となっており、特にオンライン代理制御によるものかの検証作業に時間がかかる状態である。一般送配電事業者毎に独自の公表方法となる事により自社発電所の影響検証に時間と手間がかかる状態となっている。</p>	経済産業省	<p>提案①、⑤について</p> <p>発電事業者が出力制御の見通しを把握するためには、電気の需給状況等の必要な情報が一般送配電事業者等や電力広域的運営推進機関から適切に公開・開示されることが重要である。このため、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会における議論を踏まえ、「系統情報の公表の考え方」（以下「ガイドライン」）において、公表・開示される系統情報等を整理しています。ガイドラインに基づき公開・開示される各種情報の掲載場所等については、資源エネルギー庁のホームページに集約しています。</p> <p>②、③、④について</p> <p>また、オンライン代理制御では、</p> <p>1）当該制御が実施された月における検針日に属する料金月に、オフライン（代理）制御事業者及びオンライン制御事業者が、それぞれ実際に発電し供給した電力量に応じて、買取料金が支払われます。</p> <p>2）代理制御実施月の2ヶ月後又は3ヶ月後の月に、法令上、発電し供給したものとみなされた電力量を前提とする精算を実施します。</p> <p>3）代理制御が発生する買取月（N月）の翌月末（N+1月）に、オフライン（代理）制御事業者及びオンライン制御事業者への精算比率が各一般送配電事業者のホームページに公表されます。これと併せて、一般送配電事業者から買取義務者に対して、上記ホームページへの公表日からN+2月又はN+3月までに、N月の代理制御実績（発電者設備ごとの制御区分別、精算比率、代理制御調整電力量等）が通知されます。</p> <p>4）発電事業者に対しては、一般送配電事業者からの通知情報に基づき、買取義務者から代理制御実績（発電者設備ごとの制御区分別、精算比率、代理制御による見なし電力量等）が、通知されます。</p>	なし	<p>①対応不可</p> <p>②検討を予定</p> <p>③対応不可</p> <p>④対応不可</p> <p>⑤対応不可</p>	<p>提案①について</p> <p>・出力制御の見通しの算定諸元及びバックデータや、出力制御量を含むエリア別の需給実績については、各一般送配電事業者のホームページに掲載されています。出力制御に関する情報については、一般送配電事業者の試算の状況等を踏まえて、年2回、年度単位の短期見通しを公表することとしています。</p> <p>提案②～④について</p> <p>出力制御時間枠のオフライン発電設備の発電電力量は、分散検針の関係から、買取実績（例：N月検針分）が抽出翌月末（例：N+1月末）まで計算ができないため、代理制御による精算については、翌々月（例：N+2月）または3か月後（例：N+3月）の買取料金へ反映されます。なお、オンライン事業者の代理制御に基づく見なし電力量に対する対価（買取代金）については、代理制御を実施しない場合と比べて不利益とならない制度設計としています。</p> <p>代理制御量の公表方法については、事業者のご意見等を踏まえ、課題を整理し、対応を検討します。</p> <p>提案⑤について</p> <p>出力制御は、それぞれのエリアの需給状況により異なるものであるため、その情報については各一般送配電事業者のホームページ等で掲載しておりますが、発電事業者側にわかりやすい形となるように努めています。</p>

第22回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
2	⑤	出力制御率実績の計算条件など詳細情報の公開等	<p>①現状の出力制御の実態への正しい理解に基づく算定方法のいっそうの情報共有・透明化を要望する。例えば、一般送配電事業者と再エネ事業者が共同かつ第三者も交える形態で、現状における出力制御の算定方法や実施プロセスを確認する作業会を実施するなど、業界内の関係者で相互の理解を高めるための取組を推進してはどうか。</p> <p>②発電所間で出力抑制に差異が発生していないか、抑制発電量に基づいた影響評価を実施して公平性が確保されているかを確認して頂きたい。また、課題が判明した場合には改善策を検討頂きたい。</p> <p>③現在想定している各々の出力制御量低減施策によって、今後の出力制御量がどれだけ低減しうるかを定量的な評価を行って結果を公表・共有する取組を要望する。</p>	<p>現実の系統運用の中で再エネの出力制御がどのように実施されているのか、そして現在検討されている出力制御低減に向けた取り組みの効果がどれだけ期待できるのか。再エネ事業者は、これらについて十分な情報を得ておらず、また理解が不十分である点も否めないことから、今後の再エネ拡大に向けた事業推進への不安や疑心暗鬼を生みかねない不健全な状況に置かれていると認識している。今後の出力制御の低減に向けて一般送配電事業者と再エネ事業者とが互いに連携して効果的な施策を推進していくために、一般送配電事業者に対して踏み込んだ分析調査等の対応およびいっそうの情報共有・情報公開の推進を要望したい。</p> <p>上記理由に加えて、以下が具体的内容の理由である。</p> <p>①一般送配電事業者から年間の出力制御率などの実績値が公表されているが、再エネ事業者側が自らの運用実績を元に算定した出力制御率との乖離が生じている。事業者側が自ら算定する出力制御率が一般送配電事業者側の公表値と不一致となる状況は避けるべきである。</p> <p>②30日ルール適用、無制限ルール適用の違いにより出力抑制頻度や方法が異なっており、公平性が担保されているのか不透明。改めて抑制ルールを明確化し、発電所間で公平性が確保されるよう検証を行って頂き、課題が判明した場合には改善策を検討頂きたい。</p> <p>③再エネ出力制御の低減に向けたこれまでの取組や更なる対策の具体的な検討(*3)が進められているが、各対策によってどれだけの定量的な低減効果が見込まれるのかの見通しが不明であるため、再エネ事業者は自らの事業予見性を把握することができず、一般送配電事業者に対してどのような協力ができるのかの判断もできていない。</p> <p>(*3)第46回系統WG(2023/5/29)、第52回再エネ大量導入小委 資料3(2023/6/21)</p>	経済産業省	<p>出力制御の見直しについて、発電設備設置者等が自らシミュレーションを行い、出力制御の精度を高めるためには、電気の需給状況等の必要な情報が一般送配電事業者等や、電力広域的運営推進機関から適切に公開・開示されることが重要です。このため、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会における議論等を踏まえ、「系統情報の公表の考え方」において、公表・開示される系統情報を整理しています。ガイドラインに基づき公開・開示される各種情報の掲載場所等については、資源エネルギー庁のホームページに集約しています。</p>	再エネ特措法	<p>①現行制度下で対応可能</p> <p>②現行制度下で対応可能</p> <p>③検討を予定</p>	<p>提案①について</p> <p>出力制御に関する情報については、「系統情報の公表の考え方」において、公表・開示される系統情報等を整理しています。また、本ガイドラインに基づき公開・開示される各種情報の掲載場所等については、資源エネルギー庁のホームページに集約しています。</p> <p>系統情報の公表の考え方 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulation/pdf/keitou_kangaekata_20230401.pdf</p> <p>提案②について</p> <p>出力制御は、全ての再エネ発電事業者に対して公平に行うことが原則であり、また、同一のルールで接続する再エネ発電事業者は、均等に出力制御を行うこととしています。（これらの考えは、「出力制御の公平性の確保に係る指針（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部）」等で明確化されています。）なお、出力制御時の公平性については、省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループで示された方針及び「出力制御の公平性の確保に係る指針」に基づき、電力広域的運営推進機関において、一般送配電事業者により、予め定められた手続に沿って年間を通じて、自然変動電源に対し公平に出力制御が行われたかどうかについて、翌年度に確認及び検証し、その結果を公表しています。また、電力広域的運営推進機関において一般送配電事業者が行った自然変動電源に対する出力制御の判断や運用が適切であったかを検証しております。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の出力抑制に関する検証結果 https://www.occto.or.jp/oshirase/shutsuryokuyokusei/index.html</p> <p>提案③について</p> <p>各一般送配電事業者が算定した出力制御の長期見直しにおいて、一定の条件をおいた場合の需要、供給、系統対策の効果について試算しております。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene/shinene/shin_energy/keito_wg/045.html</p> <p>また、今後の出力制御対策による出力制御の低減効果についても、年1回の長期見直しの提示と合わせて精査することを検討してまいります。</p>

第22回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
3	⑤	定置用蓄電池の意欲的な大規模導入（系統用蓄電池および再エネ発電所併設蓄電池の大胆な導入拡大）等	<p>①定置用蓄電池に関して、蓄電池産業戦略の目標値「2030年までに国内製造基盤150GWh(*4)」を支える意欲的な導入計画の策定とそれを実現する大型補助金施策等の大胆な支援施策の実行を求め。なお出力制御量の低減という観点では、系統用も再エネ併設型も等しく貢献できるリソースとなることから、既設のFIT発電所を対象とした併設蓄電池に対しても区別せず、等しく大型補助金施策の対象とすることを求める。 (*4)経済産業省 蓄電池産業戦略(2022年8月)</p> <p>②GXアクションプラン（2023年4月）において、2030年に向けた定置用蓄電池の導入見通しを本要を目的に策定される予定である。これに関しての要望として、想定される導入規模を示すだけに止まず、それらの導入によって再エネ出力制御がどの程度低減されるかの効果についても定量的な見通しの検討と提示を求める。</p> <p>③再エネ余剰電力の吸収による環境価値を認め、基本料金の増加を防ぐ措置を講じるなど、インセンティブ付与と不利益回避を軸とする上げDR促進のための事業環境整備を求める。</p> <p>④時間前市場の活性化・流動性向上に向けた制度設計、アグリゲータによる需給予測の高精度化をサポートするための系統・需給動向・約定情報等の情報開示の検討など、アグリゲータの活躍促進のための事業環境整備を求める。</p> <p>⑤併設蓄電池の導入支援やFIT事業者が負担すべきバランスコストの水準適正化など、FIT移行促進のための事業環境整備を求める。</p> <p>⑥原子力発電について、春秋など需要低迷期における出力調整など、より柔軟な運用方法の可能性について改めて検討をお願いする。原子力についても聖域とすることなく運転の柔軟性を選択肢に加えることで、カーボンニュートラルの実現に向けた日本全体での更に最適な電源運用の形を追求していただきたい。</p> <p>⑦火力やバイオマス等の非変動電源について、最低出力のベースラインを国として設定し、ベースラインを超えて出力を下げられる性能を備えた電源に対してインセンティブを与える制度の検討を要望する。</p>	<p>再エネの出力制御は、カーボンニュートラルに不可欠となるクリーンな電気エネルギーを問わずに捨てていることが根本的な問題であり、今後は中長期的かつ本質的な問題解決に向けて、国を挙げた各種施策の立案と実行が求められる。</p> <p>資源エネルギー庁においても更なる対策の具体的な検討が進められており(*5)、年内を目的に「再エネの出力制御低減に向けた新たな対策パッケージ」が取りまとめられる予定である。以下では、それらと重複する内容も含めて、注力いただきたい取組事項について要望する。 (*5)第52回再エネ大量導入小委 資料3(2023/6/21)</p> <p>上記理由に加えて、以下が具体的内容の理由である。</p> <p>①意欲的な大型補助金施策等の政策を通じて国内の定置用蓄電池の大規模導入を推進し、国内の定置用蓄電池の市場規模を大幅に拡大することができれば、現状の導入障壁となっている蓄電池導入費用の大幅な押し下げが期待できる。大規模な定置用蓄電池の導入は、需給バランスによる出力制御の低減だけでなく、各所に配備された蓄電池を系統増強の代替利用することで系統混雑による出力制御に対しても有効な対策となる。なかでも既設FIT発電所への蓄電池の追加併設については、再エネ抑制の回避効果を算定しやすく、追加投資で済むため費用対効果のメリットも大きいことから、定置用蓄電池の市場規模の拡大を加速させる上でも有望なポテンシャルを備えている。したがって、既設FIT発電所に対しても新設の再エネ発電所やFIP設備と区別することなく、補助金等の支援施策の対象とすることを要望する。</p> <p>②再エネ事業者が定置用蓄電池（系統用および併設型）の導入に積極的に取り組むためには、導入によって得られる効果が明確になっていることが重要であることから、政策的な蓄電池の導入規模とその効果が明示されることを要望する。</p> <p>③再エネ余剰電力を吸収するためには電力需要の底上げも重要な取り組みとなる。現状では、需要増に見合う環境価値が認められておらず、逆に基本料金増などによるコスト増の懸念によって需要家は上げDRを躊躇しており、これらの障壁を取り除く施策を要望する。</p> <p>④電力の需要と供給のそれぞれを調整するアグリゲータは、再エネ余剰電力のさらなる低減と吸収に向けて電力需給を改善する役割が期待されている。アグリゲータによるさらなる蓄電池の活用、上げDRの拡大、およびFIP事業者の運用高度化等のサポートを容易にするための支援施策を要望する。</p> <p>⑤再エネ発電事業の大半を占めるFIT発電事業者がFIPに移行することにより、国内の電力需給環境が市場原則に基づいて改善され、出力制御を低減させる効果が見込める。FIP移行を促進するための支援施策を要望する。</p> <p>⑥需要低迷期の発電所の供給実績を確認すると、運用のフレキシビリティが低い原子力が稼働することによって火力抑制と再エネ発電抑制がより多く実施されているように見受けられる。今後さらに「原子力の再稼働」と「再生可能エネルギーの大量導入」が進むと、カーボンニュートラルに貢献する供給力の絶対量は増える半面、電力供給側の調整能力が不足していくことが明白である。電力安定化の観点から、電源運用の選択肢とフレキシビリティを高める取組が重要であるため、原子力についても出力調整を含めたより柔軟な運用方法の可能性を検討していくべきと考える。</p> <p>⑦変動性の再エネ以外の電源への技術開発を後押しする制度設計とすることで、再エネのさらなる導入拡大が促進されると考える。そのためには、定性的な表現で「遵守や努力」</p>	経済産業省	<p>① 御要望事項に関する制度上の規定はありません。</p> <p>② なし</p> <p>③ なし</p> <p>④ なし</p> <p>⑤ 再エネ特措法</p> <p>⑥、⑦ なし</p> <p>③ 再エネ余剰電力の吸収を含む上げDRについては、需給調整市場等により調整力として活用する環境整備を進めています。</p> <p>④ 事業計画の認可プロセス等を通じて、市場活性化についてJEPXと継続して協議しています。系統・需給動向・約定情報等の情報開示も進めています。</p> <p>⑤ FIP価格をFIT価格と同水準に設定した上で、事業者が希望する場合にはFIP制度への移行を認めつつ、①FIP認定事業者への需給調整にかかるコスト（バランスコスト）の交付や、②事後的に蓄電池を併設しやすくするための価格変更ルールの見直しなどを措置しています。</p> <p>⑥⑦再エネの出力制御は、供給が需要を上回ると思込される場合に、需給バランスを保つために行うものです。まずは、地域間連系線を活用した市場取引を通じて、余剰再エネを地域的に最大限活用した上で、地域内の蓄電池や揚水により余剰電力を有効活用し、地域内の火力の出力を最大限抑制するとともに、地域間連系線を通じて余剰電力を他地域に送電し、それでもなお供給が需要を上回る場合に太陽光発電等の再エネ電気を出力制御しています。</p>	<p>① (前段) 対応・検討に着手 (後段) 対応不可</p> <p>② 検討に着手</p> <p>③ 検討を予定</p> <p>④ 対応/現行制度下で対応可能</p> <p>⑤ 現行制度で対応可能</p> <p>⑥、⑦ (前段) 対応、(後段) 対応不可</p>	<p>① 令和5年2月10日に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」において、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、脱炭素化された調整力の確保等の観点から定置用蓄電池の導入促進を行っていく旨記載しています。定置用蓄電池の導入促進のためには、コスト低減及び早期ビジネス化が重要と認識しており、導入支援等を継続的に行っているところです。例えば、令和4年度2次補正予算においては、ディマンドレスポンスに活用可能な家庭用・業務産業用蓄電池や、系統用蓄電池の導入支援として250億円の予算措置を行っている他、令和5年度当初予算においても、実証を通じた家庭用・業務産業用蓄電池の導入支援や系統用蓄電池の導入支援として40億円の予算措置を行っております。今回の御要望も踏まえ、引き続き導入促進に向けた予算措置等を検討してまいります。また、2030年に向けた定置用蓄電池の導入見通しについては2023年夏目途に策定すべく検討をしているところです。</p> <p>また、買取価格が一定のFIT制度では、仮に蓄電池を設置したとしても、蓄電した電気を低需要時間帯に供給するインセンティブが働かないため、需給状況を踏まえずに蓄電した電気が放電されることかえて出力制御時間帯が増える懸念があります。</p> <p>このため、FIT制度から、全体の需給バランスに応じた行動変容を促すことができるFIP制度への移行を前提とした上で、FIP認定設備への蓄電池導入について支援を行っています。</p> <p>引き続き、FIT制度からFIP制度への移行を促すと共に、供給タイミングをシフトできる蓄電池設置を促進することで、変動電源が需給を意識した行動を促し、余剰電力の発生を低減していきます。</p> <p>② 2030年に向けた定置用蓄電池の導入見通しについては、公表に向け検討しているところです。なお、今回御要望がありました定置用蓄電池の導入による再エネ出力制御の低減効果については、第45回系統ワーキンググループ(2023年3月14日開催)で公表した出力制御の長期見通しにおいて、一定の条件をおいた場合の蓄電池導入の効果について算出しております。</p> <p>③ DRに関しては、需給逼迫時に貢献する下げDRのみならず、出力制御が必要となる際の再エネの有効活用に寄与する上げDRも重要な取組と理解しています。そうした中で、関係する審議会等において、日本の市場環境を踏まえつつ、需給調整市場等においてDRを調整力として活用するための仕組みの整備を進めること等により、DRに対するインセンティブ付与等を通じて事業環境整備の検討に取り組んでいるところです。引き続き、こうした検討をしっかりと進めていきます。</p> <p>(参考) 関係する審議会等の資料公表ページ 「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会」 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/index.html 「次世代の分散型電力システムに関する検討会」 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_bunsan/index.html 「電力・ガス基本政策小委員会」 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/index.html 「次世代スマートメーター制度検討会」 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_smart_meter/index.html</p> <p>④ 市場の活性化を目的とし、時間前市場を運営するJEPXにおいては、約定価格や約定量、約定件数をホームページで広く公表するなど情報開示に努めています。こうした取組を通じて、アグリゲータの活躍促進のための事業環境整備にしっかりと取り組んでまいります。(参考) JEPXの時間前市場等の約定価格や約定量、約定件数の公表ページ： https://www.jepx.jp/electricpower/market-data/intraday/</p>	

第22回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
				を求めるのではなく明確な（定量的な）目標値を設定し、再エネ以外の電源に対する技術開発にインセンティブを与えることが必要である。					<p>・また、系統情報（空き容量等）については下記資源エネルギー庁のHPで公表しています https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/grid/04_02.html ・需給動向については下記OCCTOのHPで公表しています。 https://www.occto.or.jp/keitoujouhou/index.html</p> <p>⑤ ご指摘の通り、再エネ発電事業者が電力需給や市場価格を意識しながら、事業を実施することは重要であり、FIT発電事業者のFIPへの移行促進を進めているところです。具体的にはFIP価格をFIT価格と同水準に設定した上で、事業者が希望する場合にはFIP制度への移行を認めつつ、 ①FIP認定事業者への需給調整にかかるコスト（balancing cost）の交付 ②事後的に蓄電池を併設しやすくするための価格変更ルールの見直しなどを措置しております。 参考資料URL（p35）：https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/20230208_1.pdf 引き続き再エネの最大限導入と国民負担の抑制を両立しながら主力電源化に向けた環境整備を進めてまいります。</p> <p>⑥⑦我が国においては3E+Sの観点から、コストのみならず各電源の特性を踏まえて出力制御を決定する必要があります。この中で、長期固定電源として位置づけられている水力、地熱、原子力については、現状では、短時間での出力制御が難しいという技術的な特性があります。このため、例えば、出力制御が発生する昼間の時間帯に出力を低下させる一方、太陽光発電が稼働しない夜間に出力を上げるといった対応が困難です。また、これらの電源の出力制御を行った場合、出力が回復するまでの間、代替の火力発電で需要を充足する必要があり、CO2やコストが増加するといった課題があることから、最後に出力制御することとしています。 火力・バイオマス発電について、現行、再エネの出力制御時に出力を50%以下に引き下げるルールとしている新設火力の最低出力について、今後、30%まで引き下げるとともに、既設火力についても、同等の引下げを求めていくこととしています。まずは、こうした対応により、出力制御の低減を図ることとしており、いただいた御意見は、今後の執務の参考と致します。 参考：火力の最低出力の引き下げについての議論 第46回系統WG（2023年5月29日）資料1のP30～P39 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene/shinene/shin_energy/keito_wg/pdf/046_01_00.pdf</p>

第22回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
4	⑤	10kW未満太陽光発電（住宅用等）などの認定申請の簡素化について	<p>①10kW未満の太陽光発電設備（住宅用等）の設置、蓄電池の設置に関する認定申請について更なる簡素化ないし廃止を含めた抜本的な制度の見直しをお願いしたい。</p> <p>②少なくとも、電力会社の接続を証する書類が確認できた段階で、系統連系及び発電設備や蓄電池の運転開始を認めるべきである。</p>	<p>10kW未満の太陽光発電設備（住宅用等）の設置、蓄電池の設置について、現在の認定申請は各電力会社の承諾を前提としており、電氣的に問題の無い配線・設計・工事であることを事前に確認しておくにもかかわらず、電力会社の接続を証する書類を添付してから設備の認定が得られるまでに、合理的でない期間を有している。</p> <p>例えば、新規の申請は「何故か4/1以降の認定申請の受付」となり認定までに4カ月程度の期間を有している。</p> <p>また、既に太陽光発電設備を設置している者が、新たに蓄電池を追加設置する場合の「変更認定申請」においては、上記の新規申請よりさらに2～3カ月程度の時間を要する。これでは工期も後ろ倒しとなり、全てが年度末に集中する。</p> <p>自治体によっては対象年度内の連系運転が補助金等の交付の条件となっている場合があるが、このような状況下では横雪のエリアで年度内工事完了が困難になるケースすらある。これは、年々悪化しており、カーボンニュートラルを目指す国・社会の動きと逆行していると言わざるをえない。</p> <p>ここまで遅れている理由がJPEAの体制の問題なのか、制度の問題なのか事業者としてはわからないが、ただですら世界情勢の影響で製品の在庫が安定しない中で、このような合理的な意味を見いだせない制約が加わっては、消費者にとっても事業者にとっても不利益しかない。電力会社が「接続を証している」以上は、FITの認定を待たずに連系運転を認めるべきである。</p>	経済産業省	<p>再エネ特措法施行規則において、認定基準の一つとして「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路上に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること。」とあり、それを満たすことの確認として認定申請時に電力会社の接続を証する書類の提出を求めています。</p> <p>審査期間については10kW未満太陽光においては2～3ヶ月程度を要しています。ただし、申請内容を補正いただく時間は加味しておらず、申請内容の補正や全体の申請状況によってそれ以上の時間を要する場合があります。</p> <p>（参考：標準処理期間について）下記資料①「10kW未満太陽光発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の新規認定申請及び変更認定申請」の欄参照 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20180831_1.pdf</p> <p>また、例年年度末に再エネ特措法に基づく新規・変更申請が集中することから、毎年度認定の申請に係る期限日を設けており、期限日以降に申請されたものについては次年度以降の案件として審査を行うこととしています。</p> <p>（参考：認定申請に係る期限日について） https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/2023-nendokigen.pdf</p> <p>新たに蓄電池を設置する場合は、自家発電設備等の設置の有無の変更となり変更認定申請が必要となります。10kW未満の太陽光については、変更認定申請においても通常2～3ヶ月程度の期間を要しています。</p>	再エネ特措法	対応不可	<p>再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者が再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。</p> <p>電力会社の接続を証する書類については、認定基準の一部分への適合を確認するための添付書類の一つであり、認定に際してはその他、発電設備の設置場所に係る使用権原などの事項についても確認をする必要があるため、そのみをもって認定を行うことはできません。</p> <p>蓄電池を含む自家発電設備等の変更については、これまでPCSによってカットされていた電気について、事後的に設置した蓄電池を用いて売電するといった取組を認定時点の調達価格のままで行うと、認定時点で想定されていなかった国民負担の増加が後から生じることになります。このため、蓄電池を含む自家発電設備等の変更が生じた場合は、再エネ特措法施行規則において、変更の認定が必要な事項として定めております。</p>